

(案)

大津町高齢者福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金について

令和2年 月
大津町介護保険課

1 対象者

居宅介護支援事業所、(地域密着型)通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所、通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、福祉用具貸与事業所、福祉タクシー、認知症対応型共同生活介護事業所、介護老人福保健施設、(地域密着型)介護老人福祉施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢向け住宅、養護老人ホーム等

2 対象となる経費

新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策、長引く面会制限へのストレス軽減、介護職員等の負担軽減等のために必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び賃借料 等

(例)・エプロン、手袋等の衛生用品の購入費用

- ・非接触型体温計、自動手指消毒器、殺菌線消毒ロッカー等の備品の購入費用
- ・ビニールシート等を活用した簡易な間仕切りの設置にかかる経費
- ・オンライン電話面会、オンライン会議等の設備整備費
- ・日常的な清掃にかかる業者への委託費
- ・介護アシスタントの雇用・増員に係る人件費(※) 等

(※) 新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取り消しにあった者等に限る。補助対象期間は区切るものの、継続的に介護分野での雇用定着を目指し、介護人材の確保を図るものとする。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施するものが対象

3 補助率

県の補助率を準用し、町予算の範囲内で定める。

4 交付申請手続

「大津町高齢者福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金交付要項」に定める

5 問い合わせ先・提出先

大津町介護保険課 介護保険係

電話：096-293-3511 FAX：096-294-0474

Mail：kaigohoken@town.ozu.kumamoto.jp